
新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

徴収猶予の特例制度

のご案内

新型コロナウイルスの影響により収入に減少があり、納税が困難な方は、申請により1年間、徴収の猶予を受けることができます。

個人事業主だけでなく、フリーランス、パート、アルバイトの皆さまも、この制度を利用できます。

担保の提供は、不要です。

猶予期間内における途中での納付や分割納付など、状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

猶予が認められれば、新たな差押えや換価（売却）が猶予されます。延滞金もかかりません。

くわしくは、裏面をごらんください。

*** 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から郵送またはeL TAXによる提出にご協力ください ***

申請できる方

①と②のいずれにも該当する納税者・特別徴収義務者

※個人の方、法人の方いずれも申請できます。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べおおむね20パーセント以上減少した。
- ② 一時に納付を行うことが困難である。

申請できる市税と申請期限

納期限が令和2年2月1日から令和2年6月30日までの市税

→ 令和2年6月30日（当日消印有効）

納期限が令和2年7月1日から令和3年2月1日^(*)までの市税

主な税目 ・期別	令和2年度市県民税 第2期～第4期
	令和2年度固定資産税・都市計画税 第2期・第3期
	令和2年度国民健康保険税 第1期～第7期
	令和2年度市県民税特別徴収 6月期～12月期

→ 各期の納期限の日
（当日消印有効）

(*)令和2年9月4日に地方税法施行令の一部が改正されたことにより変更しました。

※やむを得ない事情がある方は、申請期限後も受け付けます。

※各税目の納税通知書で期別や納期限を確認できます

※各税目、期別ごとに申請する必要がありますが、納期限が翌月程度までのものであれば、まとめて申請できます。

※法人市民税、事業所税なども、上記期間の納期限のものは対象となります。

※納税通知済み（又は税額決定通知済み、申告済み）の税目に限ります。

申請に必要な書類

①から⑤の書類

- ① 徴収猶予申請書 1部
- ② （猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合） 財産収支状況書 1部
- ③ （猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合） 財産目録 1部
- ④ （猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合） 収支の明細書 1部
- ⑤ 売上帳、給与明細、預金通帳、現金出納帳などのコピー

※②～⑤の提出が難しい場合はお申し出ください。聞き取りにておうかがいします。

申請書等の提出先

《郵送する場合》

郵送先 〒491-8501

愛知県一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所納税課 あて

《持参する場合》

納税課（本庁舎3階31番窓口）に提出

※eL TAXでも申請できます。

申請書等提出後の審査

- 提出された申請書及び添付書類の内容を確認して、猶予の許可・不許可や猶予を許可する金額や期間などの審査を行います。
- 申請された方に対して、申請書などに記入された内容について、質問をしたり、帳簿書類などを確認させていただくことがあります。
- 申請書などの記載に不備がある場合は、市から通知を受けた日から20日以内に補正していただく必要があります。

猶予が許可された場合

市から「徴収猶予許可通知書」が郵送されます。猶予期間中に猶予にかかる市税を事業の状況に応じて計画的に納付していただくことになります。

※お手元の納付書以外で分割納付の納付書をご希望の方は、納税課へお申し出ください。

不許可の場合

市から「徴収猶予不許可通知書」が郵送されます。納期限が過ぎたものについては、すみやかに納付してください。納期限到来前のものは、通常の納期限までに納付してください。

確認していただくこと

- 「猶予を希望する期間」は、申請される方の状況に応じ、1年より短い期間で申請していただくことは可能ですが、延長はできません。
- 口座振替を依頼されている場合、猶予許可日によっては、口座振替の停止が間に合わない場合があります。
- 猶予許可日によっては、督促状や催告書が発送されることがあります。
- 他の行政機関（税務署、県税事務所など）で猶予を認められた方は、行政機関に提出した申請書及び猶予許可通知書の写しを添付してください。

特別徴収義務者の皆さまへ

- 猶予期間中であっても、猶予を認められた市県民税特別徴収の税額が未納である間に、特別徴収対象者（従業員）が納税証明書を申請した際、発行される証明書には未納額が表記されます。この点について、特別徴収対象者（従業員）に説明しておいてください。
- 事業を休廃止していて特別徴収対象者（従業員）に給与が発生していない場合や、著しく支給額が減少し、税額を給与から引取りできない場合は、「給与所得者異動届出書」を提出いただき、普通徴収へ切り替えていただく必要があります。

徴収猶予特例のQ & A

Q フリーランスやパート、アルバイトも特例の対象になりますか？

A 収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

Q すでに納期限を過ぎている場合、特例の利用は可能ですか？

A 令和2年2月1日以降の納期限であってすでに納期限が過ぎている場合、改正法施行日から2か月以内に申請すれば、特例の対象になります。これにより、納期限から1年間は延滞金なしで猶予ができるようになります。

Q 一つの税目で納期限が複数あるものは納期限が来る度に申請書の提出が必要ですか？

A 猶予制度は、申請する時点において、一時に納付困難な事情があることが要件となりますので、納期限が翌月に到来する程度であれば、一連の資金繰りとして、まとめて申請しても構いません。ただし、それ以上となる場合は、納期が近い市税ごとに申請いただく必要があります。

Q 「事業等に係る収入」とは何ですか？

A 「事業等に係る収入」とは、法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産賃料収入など）を指します。ただし、個人の方の「一時所得」などについては、通常、コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

Q 前年の月別収入が不明の場合はどうすればいいですか？

A 当年の月別収入は分かるが、前年の月別収入が不明の場合は、つぎのようにお考えください。

- ・年間収入をあん分した額（平均収入）と比較
- ・事業開始後1年を経過していなければ、令和2年1月までの任意の期間との比較

Q 対象期間の損益が黒字でも、特例の利用はできますか？

A 黒字であっても、収入減少などの要件を満たせば利用できます。

Q 収入が20%減少していない場合、猶予はできませんか？

A 特例の要件を満たさない場合でも、ほかの猶予制度（換価の猶予）を利用できる場合があります。納税課へおたずねください。

Q 特例猶予の申請できる市税以外に、滞納している税がある場合、特例猶予の申請はできますか？

A 要件を満たす方は、他に滞納している市税があっても申請できます。

【お問い合わせ先】

一宮市役所 納税課

電話番号 0586-28-8968・8969